

文京シビックホール大・小ホールにおける 物品等販売について

ホール施設内において販売等を行うことは、原則として禁止しています。
物品等販売をする場合は、事前に申請してください。

販売できる物品

ホールでの公演及び出演者に関連するプログラム、CD、書籍、雑貨等のほか、財団が特に認めたものに限ります。

- ※申請対象外
・公演等催事の入場券
・プログラム(2,000円以下)
- ※食品の販売を希望する場合は、事前に保健所で販売可能か否かを確認してください。

販売できる価格

特に財団が認めた場合を除き、1点につき10,000円を超えないもの。

申請手続き

利用日の7日前までに「物品販売申請書」を文京アカデミー施設管理係へ提出し、承認を受けてください。

※提出期日が過ぎた場合、販売できない可能性があります。

利用料

物販ワゴン利用料(一区分につき) 大ホール; 2,000円/小ホール: 500円

手数料

売上の10%をいただきます。公演当日、現金でお支払いください。

ただし、売上の10%が下記のとおり物販ワゴン利用料に満たない場合は、物販ワゴン利用料のみをいただきます。

- ・大ホール 物品等の売上が20,000円以下の場合
- ・小ホール 物品等の売上が5,000円以下の場合

その他

大・小ホール以外の施設で物品等の販売を行うことはできません。
一体利用で大・小ホール以外の施設をご利用いただく場合はご注意ください。

公益財団法人文京アカデミー 施設管理係
〒112-0003 東京都文京区春日 1-16-21
文京シビックセンター2階
TEL:03-5803-1100/FAX:03-5800-2230
MAIL:shisetsu@b-academy.jp

文京シビックホール 物品販売申請書

年 月 日

公益財団法人文京アカデミー理事長 殿

氏名 _____

住所 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____
もしくはメールアドレス _____

文京シビックホールの使用に際し、関連物品の販売を行いたいので、下記のとおり申請します。
なお、販売場所等については係員の指示に従います。

利用日	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()				
施設名	大ホール ・ 小ホール				
団体名					
催事名					
販売項目		媒体	品名	価 格	催事との関連
	①			円	
	②			円	
	③			円	
	④			円	
	⑤			円	
	⑥			円	
	⑦			円	
⑧			円		
特記事項					

※販売できる物品は、催事と関連のあるものに限ります。(例:パンフレット、出演者のCD等)

※食品の販売を希望する場合は、事前に保健所で販売可能か否かを確認してください。

※原則として売上金額の10%を売上手数料としてお支払いいただきます。

ただし、公演等催事の入場券・プログラム(2,000円以下)は売上手数料の対象外物品とします。

※申請書は、利用日の7日前までに提出してください。

財団使用欄

承認しない場合

課長	係長	係員

上記の申請について、承認する
承認しない